

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日		
条例の題名	三重県地域農業改良普及センター条例		公布日	昭和39年3月25日	
条例番号	昭和39年三重県条例第40号		直近改正日	平成18年3月28日	
所管部局課	農林水産部担い手育成課		電話番号	059-224-2354	
条例の概要	農業改良助長法第12条の規定に基づく普及指導センターとして、地域農業改良普及センターの設置に係る事項を定めるものである。			条例の類型	委任型
視点	項目	回答	検討内容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	いいえ	地域農業改良普及センターについては、農林水産商工環境事務所で一体的に業務を実施している現状を踏まえ、「三重県行政機関設置条例」で規定することが適当である。中央農業改良普及センターについては、三重県行政組織規則で規定することが可能である。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	農業改良助長法第7条に規定する協同農業普及事業を実施するために公的な関与が必要である。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	いいえ	地域農業改良普及センターについては、農林水産商工環境事務所で一体的に業務を実施している現状を踏まえ、「三重県行政機関設置条例」で規定することが適当である。中央農業改良普及センターについては、三重県行政組織規則で規定することが可能である。		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	農業改良助長法第12条第1項		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	該当なし			
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	該当なし			
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	該当なし			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい			
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	該当なし			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	該当なし			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	該当なし			
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	農業改良普及センターは県及び国の農政課題に取り組むため、農業改良助長法に基づき設置しているものである。コストは県及び国が負担しており、効果及びコストの配分は適正と考えられる。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	全ての県民に対して安全・安心な農産物を安定的に供給することなどの効果があり、効果は一部の県民に限られていない。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無	
			無	無	
廃止を検討する	地域農業改良普及センターについては、農林水産商工環境事務所で一体的に業務を実施している現状を踏まえ、「三重県行政機関設置条例」で規定することが適当である。中央農業改良普及センターについては、三重県行政組織規則で規定することが可能である。				